

○森町空き家等利活用推進支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月31日告示第62号

改正

令和5年6月2日告示第90号

森町空き家等利活用推進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、森町移住定住促進空き家・空き地バンク（森町移住定住促進空き家・空き地バンク実施要綱（平成29年森町告示第82号）第1条の森町移住定住促進空き家・空き地バンクをいう。以下「バンク」という。）の活性化を図るとともに、バンクの利用を促進するため、バンクに登録しようとする物件又は登録されている物件の改修工事及び残置物処分を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き物件 居住を目的として建築し現に居住していない建物及びその敷地、個人若しくは法人が商業等を目的として建築し現に使用していない建物及びその敷地又は空き地であって、森町内に存する物件をいう。
- (2) 所有者等 空き物件に係る所有権を有し、又は所有者からの委任等により当該空き物件の改修工事及び残置物処分を行うことができる者をいう。
- (3) 購入者 空き物件を利活用することを目的として当該空き物件の所有者等と売買契約をした者をいう。
- (4) 賃借人 空き物件を利活用することを目的として当該空き物件の所有者等と賃貸借契約を締結した者をいう。

(補助対象者)

第3条 森町空き家等利活用推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる補助金を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 所有者等

ア 補助金に係る空き物件をバンクを通じて売却又は賃貸をするまでの間、継続して2年以上バンクに登録する意思を有すること。

イ バンクに登録した空き物件を3親等以内の親族に売却又は賃貸をしないこと。

(2) 購入者 空き物件の引渡し以後、当該空き物件を3年以上利活用する意思を有すること。

(3) 賃借人

ア 空き物件の引渡し以後、当該空き物件を3年以上利活用する意思を有すること。

イ 空き物件の所有者等から第5条第1項に掲げる改修工事又は残置物処分を行うことについて承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））又はその世帯員が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、補助金の交付の対象とならない。

(1) 市町村民税等の徴収金を滞納している者

(2) 森町補助金等交付規則第4号の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する者又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(補助対象空き物件)

第4条 補助の対象となる空き物件は、調査の結果、バンクに登録可能と判断されたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものとする。

(交付対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 改修工事

- ア 台所、風呂、トイレ等の改修に係る経費
- イ 電気、ガス及び水道設備の改修に係る経費
- ウ 内装、屋根、外壁等の改修に係る経費
- エ その他利活用するために必要なリフォーム等に係る経費

(2) 残置物処分

- ア ごみ処理手数料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託するものに限る。イ及びエにおいて同じ。）
- イ ごみの収集及び運搬手数料
- ウ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器の引取りに要する経費
- エ 家財処分の委託等に係る経費
- オ ハウスクリーニング等の建物内の清掃に要する経費
- カ 建物敷地内での支障木の伐採、雑草の除草及び支障物の撤去に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する経費は、対象としない。

- (1) 公共下水道の接続に要する経費
- (2) 浄化槽の設置に要する経費
- (3) 外構工事に要する経費
- (4) 家具、家庭用電化製品等の購入に要する経費
- (5) その他対象経費として適当でないと町長が認める経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 改修工事 改修工事に要した金額又は30万円のうちいずれか少ない額
- (2) 残置物処分 残置物処分に要した金額又は10万円のいずれか少ない額

2 同一の空き物件に係る補助金の額は、前項各号に掲げる額を合計した額を超えることができない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、森町空き家等利活用推進支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書
  - (2) 補助対象経費の根拠が確認できる見積書の写し等
  - (3) 市町村民税等の滞納がないことが分かる納税証明書等
  - (4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業の着手は、補助金の交付決定通知後としなければならないこと。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な活用を図らなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付について（決定）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり、前条に掲げるもののほか、条件を付すことができる。

(事業内容変更の承認申請)

第10条 申請者は、事業内容を変更しようとするときは、森町空き家等利活用推進支援事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書等の補助対象経費の根拠が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類  
(事業内容変更の決定通知等)

第11条 町長は、補助事業の変更を決定したときは、補助金の事業計画の変更について（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 着手前及び完了後の写真  
(完了検査及び補助金の交付額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに検査を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付について（確定）（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による通知を受けた交付決定者から請求書（様式第7号）の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の森町空き家家財道具等処分費用補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。